

特定事業場からの事故時の措置

次表の物質が、公共下水道に流入する事故が発生した場合は、直ちに公共下水道に引き続き下水の排出を防止するための応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を公共下水道管理者（下水浄化センター）に届け出てください。（下水道法第12条の9第1項）

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機磷化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。)	鉛及びその化合物
六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素
1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン
1・1・2-トリクロロエタン	1・3-ジクロロプロペン	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン (別名シマジン)
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物
ふつ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	塩化ビニルモノマー	1・4-ジオキサン
ダイオキシン類			
原油	重油	潤滑油	軽油
灯油	揮発油	動植物油	

また、尼崎市消防局、環境保全課等の関係部署にも事故の届出が必要な場合があります。関係法令等の確認をしてください。

適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者は応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。（下水道法第12条の9第2項）

命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（下水道法第46条の2第1項）

事故時の連絡先

下水浄化センター 除害施設担当

電話:06-6499-4515

FAX:06-6493-5650

水質事故時通信票

宛先：下水浄化センター 除害施設担当 宛

発信 日時	年 月 日 時 分	第 報
発 信 者	所属	
	氏名	電話番号： 携帯電話番号：
		FAX 番号：
水 質 事 故 概 要	発生（発見）日時 年 月 日 時 分	
	事業場名	
	事業場所在地	
	[事故の状況] 有害物質等が流出した施設 公共下水道に流入した物質とその推定流入量（施設からの流出量）、事故発生箇所の図	
通報先	通報先の確認 警察署・消防署・保健所・公害部門・他（ ）	
応 急 措 置 の 内 容	応急措置の内容 報告時点での有害物質・油の状況（公共下水道への流入状況等）	
備 考		